

都市計画、建築等に係る専門的知識を有する者の派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第30条に規定する都市計画、建築等の制度に関する専門的知識を有する者の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣登録者名簿の登録等)

第2条 市長は、一級建築士、技術士、土地区画整理士等の資格を有する者で適切と認めるものを、派遣登録者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項に規定する派遣登録者名簿について、2年を超えない範囲内において見直しを行うものとする。

(登録者の業務)

第3条 派遣登録者名簿の登録者は、近隣関係住民からの要請に応じ、当該対象事業に係る都市計画、建築等に関する制度についての説明を行うものとする。

(派遣)

第4条 市長は、当該対象事業に係る近隣関係住民10人以上で構成する団体（以下「団体」という。）から派遣を要請された場合は、派遣登録者名簿に登録した者から適切と認めるものを派遣する。

2 派遣の回数は、当該対象事業について2回までとする。

3 派遣の人数は、1回の派遣について2人までとする。

(派遣の申請)

第5条 派遣を受けようとする団体の代表者は、派遣申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、派遣を受けようとする日の14日前までに市

長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

(派遣の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、派遣決定通知書(第2号様式)により、申請を行った団体の代表者に通知するものとする。

(業務報告)

第7条 第3条の規定により説明を行った者は、業務を行った日から7日以内に、派遣業務報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 派遣に要した費用は、予算の範囲内において、市が負担する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。